

令和 8 年 6 月

保護者の皆様へ

守口市教育委員会教育長

支援教育就学奨励費の申請について

教育委員会では、支援学級等に在籍しているお子さんや支援学校等に通級しているお子さんの学校に係る費用の援助をいたします。この援助費の受給を希望される場合は下記の要領で申請してください。

記

[目的]

この援助費は、守口市立学校における支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、その就学に係る保護者等の経済的負担を軽減し、もって、支援教育の振興を図ることを目的としています。

[支給対象者]

- ① 守口市立学校の支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者
- ② 学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害）の程度に該当する児童又は生徒の保護者
- ③ 弱視、難聴、言語障害等の児童生徒で、学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程に係る授業を受けるため、在学する学校以外の学校に通級する児童又は生徒の保護者（但し、その通学に係る交通費のみが支給対象。）

[対象経費及び支給額（年額）]

区 分	小学校	中学校
学用品・通学用品購入費	5,820 円	11,370 円
校外活動費	実費（限度額 800 円）	実費（限度額 1,155 円）
林間・臨海学校費	実費（限度額 1,845 円）	実費（限度額 3,105 円）
修学旅行費	実費（限度額 10,790 円）	実費（限度額 28,860 円）
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費※	28,530 円	31,500 円
通学費	実費	実費

※新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については令和 7 年度支給済の場合は対象外です。

[申請]

別紙「令和8年度支援教育就学奨励費受給申請書」及び「令和8年度特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」の太線内、及び「委任状」に記入の上、下記申請期日までに学校へ提出してください。

「委任状」については、学校長口座を経由して支給を希望される場合のみ提出をお願いします。

令和8年1月2日以降に守口市に転入された場合は、前住所地で令和8年度市府民税課税証明書等（収入額・所得額及び扶養の記載あるもの）を取得し、申請書に添付してください。

[申請期日]

令和8年7月3日（金）

[認定及び支給]

教育委員会で審査し、学校長を通じて認否を通知します。

支給は、学校長からの依頼により直接保護者口座へ支給あるいは、学校長口座に振込みします。

支給日は年2回（10月と3月）です。

[その他]

支援学級等に在籍している児童・生徒がおられる保護者であっても、就学援助費の申請もできます。ただし、支給はどちらか一方しかできません。

その他、ご不明な点があれば、下記までお問い合わせ下さい。

[問い合わせ先]

〒570-8666

守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市教育委員会 教育部教育総務課 （電話）06-6995-3152